

規定別紙 5)

IoT サイバー保険が自動付帯しない申請に
おける特別条項

Ver. 1.0

一般社団法人

重要生活機器連携セキュリティ協議会

2021 年 9 月 8 日

更新履歴

リビジョン	更新日	更新内容	策定
1.0 版	2021/6/30	1.0 版リリース	CCDS

■商標について

- ・本書に記載の会社名、製品名などは、各社の商標または登録商標です。

■おことわり

- ・本書に記載されている内容は発行時点のものであり、予告なく変更することがあります。
- ・本書の内容を CCDS の許可なく複製・転載することを禁止します。

目次

1. 本規程別紙の目的と適用.....	3
2. 変更差分一覧.....	3

1. 本規程別紙の目的と適用

本規程別紙は、CCDS が実施する CCDS サーティフィケーションプログラムにおいて、IoT サイバー保険が自動付帯しない場合の制度について、特別条項を規定するものです。本規程別紙に記載のない条項については、サーティフィケーションプログラム規程に従いますので、そちらの文書をご参照ください。

2. 特別条項一覧（プログラム規程との対応）

サーティフィケーションプログラム規程	本規程別紙における特別条項
4.2 CCDS サーティフィケーションの申請からマークの利用開始までの手順	
① 申請者は、CCDS サーティフィケーション申請書に必要事項を記入し、指定検証事業者 に提出するものとします。	① 申請者は、CCDSサーティフィケーション申請書（ <u>保険付帯なし</u> ）に必要事項を記入し、指定検証事業者に提出するものとします。
⑧ 指定検証事業者は、登録管理料の入金を確認した段階で製品登録を行い、申請者に対し、申請の対象とされた製品について CCDS サーティフィケーションを付与し製品登録が完了したことを通知するとともに、以下の情報や書類を提供するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ CCDS サーティフィケーション番号および CCDS サーティフィケーションを付与した製品の型式番号 ・ サーティフィケーション証明書の電子データ ・ CCDS サーティフィケーションマークの電子データ ・ マーク利用規程 ・ IoT サイバー保険の説明資料 	⑧ 指定検証事業者は、登録管理料の入金を確認した段階で製品登録を行い、申請者に対し、申請の対象とされた製品について CCDS サーティフィケーションを付与し製品登録が完了したことを通知するとともに、以下の情報や書類を提供するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ CCDS サーティフィケーション番号および CCDS サーティフィケーションを付与した製品の型式番号 ・ サーティフィケーション証明書の電子データ ・ CCDS サーティフィケーションマークの電子データ ・ マーク利用規程
5. 料金	
申請手数料、登録管理料および証明書発行費用の金額や算出方法などについては、『別紙 2) CCDS サーティフィケーションプログラム_料金一覧』に定めるとおりとし	申請手数料、登録管理料および証明書発行費用の金額や算出方法などについては、『別紙 2) CCDS サーティフィケーションプログラム_料金一覧』の「IoT サイバー保

<p>ます。</p>	<p>險が付帯しない場合」に定めるとおりとします。</p>
<p>7.2 CCDS サーティフィケーションマークの利用</p>	
<p>申請者は、CCDS サーティフィケーション番号が発行された製品に CCDS サーティフィケーションマークを表示することができるものとします。</p> <p>CCDS サーティフィケーションマークを表示することができるのは、CCDS サーティフィケーション申請書や CCDS サーティフィケーション追加申請書に記載されたシリアルナンバーまたはその他の情報により識別される製品に限るものとします。</p>	<p>申請者は、CCDS サーティフィケーション番号が発行された製品またはサービスに CCDS サーティフィケーションマークを表示することができるものとします。</p> <p>IoT サイバー保険が自動付帯しない申請の場合、CCDS サーティフィケーションマークを表示することができるのは、CCDS サーティフィケーション申請書（<u>保険付帯なし</u>）に記載された型式番号もしくはサービス識別番号の対象製品/サービスに限るものとします。</p>
<p>申請者は、CCDS が別途認める場合を除き、製品登録の完了後 3 年間に限り、CCDS サーティフィケーションマークを付した製品を出荷することができるものとします。なお、申請者が製品を家電量販店等に卸す場合には、家電量販店等への出荷が製品登録の完了後 3 年以内に行われていれば足りるものとします。</p> <p>CCDS サーティフィケーションの有効期間は、申請者が CCDS サーティフィケーションマークを付した製品を出荷した日（家電量販店等に卸した場合には、家電量販店等への出荷日）から 1 年間とします。ただし、期間満了までに申請者から書面により延長の申請があり、当該申請を指定検証事業者が認めた場合には、更に 1 年間延長されるものとします。</p>	<p>IoT サイバー保険が付帯しない申請の場合、CCDS が別途認める場合を除き、<u>製品登録の完了後 3 年間がサーティフィケーションの有効期間</u>となり、申請者はこの有効期間に限り、CCDS サーティフィケーションマークを付した製品を出荷することができるものとします。</p>
<p>7.4 CCDS サーティフィケーションマーク表示の対象となる製品またはサービスの追加</p>	
<p>申請者は、製品またはサービス登録の完了後 3 年以内に、CCDS サーティフィケーション申請書に記載された出荷予定台数を超えて CCDS サーティフィケーションマ</p>	<p>IoT サイバー保険が自動付帯しない申請の場合、申請者は<u>出荷予定台数を申請書に記載する必要はありません。</u></p> <p>CCDS サーティフィケーション申請書</p>

<p>クを付した製品またはサービスの出荷を希望する場合には、CCDS サーティフィケーション追加申請書に必要事項を記入し、指定検証事業者に提出するものとします。</p>	<p>(<u>保険付帯なし</u>)に記載された型式番号もしくはサービス識別番号の対象製品/サービスは、7.2 項記載の有効期間内であれば、<u>サーティフィケーションマークを付した製品として出荷が可能</u>です。</p> <p>従ってサーティフィケーションプログラム規程の <u>7.4 節</u>記載の各条項については適用されません。</p>
<p>7.7 IoT サイバー保険の加入</p>	
<p>CCDS は、CCDS サーティフィケーションを付与した製品について、契約者を CCDS、被保険者を申請者とし、IoT サイバー保険に加入するものとします。</p>	<p>IoT サイバー保険が自動付帯しない申請の場合、<u>サーティフィケーション登録後の保険加入はありません</u>。従って、サーティフィケーションプログラム規程の <u>7.7 節</u>記載の各条項については適用されません。</p>
<p>Appendix フローチャート</p>	
<p>2. マーク表示の対象となる製品を追加する場合のフロー</p>	<p>2. <u>マーク表示の対象となる製品を追加する場合のフロー</u>については、IoT サイバー保険が自動付帯しない申請の場合、<u>該当致しません</u>。</p>

以上